



# 学校法人 浪速学院

## 創立100周年記念事業募金

### 募金趣意書

高 浪速高等学校

中 浪速中学校

創立  
100周年  
記念事業



別館「NS館(浪速真田丸館)」  
令和5年3月完成予定

新校舎「新中学校棟」  
令和7年3月完成予定



# 学校法人浪速学院 創立100周年記念事業募金のお願い 募金趣意書

学校法人浪速学院は2023年(令和5年)5月に開校100周年(創基141周年)を迎えます。

本学院は1923年(大正12年)、大阪府下の神職団体である財団法人大阪国学院により、神職子弟はもとより進学を志しながら進学し得ないものをも広く救済することが急務であった時代の要請にこたえるため創設された「旧制浪速中学校」として誕生しました。以来、日本の文化・精神の根幹である神社神道を建学の礎とし、「敬神崇祖」親孝行の気持ちを培い、「清明正直」の校訓をもとに教科指導や学校行事・課外活動などを通じて、正しい心の在り方を育む教育を実践しております。

2007年(平成19年)から始めた学校改革は、「未来を切り拓ける人材育成」を目標に進めて参りました。物事に全力で打ち込める教育環境の実現を目指し、「多聞尚学館」、「浪速ふくろうスタジアム」、「浪速武道館」および「クラブハウス棟」を竣工し、理想の「教育トライアングル(文武両立の3拠点)」が完成することができました。

2016年(平成28年)には最新鋭の「中央館」(8階棟)「東館」(5階棟)と、御本殿・祖靈殿を新たに御造営した三代目「学院神社」竣工とともに校内の教育環境を一新いたしました。

そして平成から御代が替わり、2020年(令和2年)からのコロナ禍においても、全校生徒が一人一台所持するChromebookがフル活用できるネットワーク設備を整備し、充実したオンライン授業の展開を可能にしました。2021年(令和3年)には高天原スポーツキャンパスに「浪速乾坤一擲ドリームフィールド」を新たに完成させ、さらに“高いレベルでの文武両立”を実現するために相応しい環境を整えることができました。

本学院は現在、浪速高等学校、浪速中学校の2校を擁し、2022年(令和4年)は開校から99年目にして、約2,650名を超える生徒が在籍する教育機関へと発展いたしました。これもひとえに、総数約42,000名に上る卒業生や本学院をご支援くださる多くの方々のご厚誼、ご尽力によるものであると、深く感謝申し上げます。

生徒第一主義を掲げ、「自由でウイングの広い・面倒見の良い学校」を目指し、学びの可能性を広げるために、浪速新世紀においても“終わりなき教育改革”に努め、生徒たちが「毎日通学するのがワクワクする学校」=「good school」を目指し、これからも『浪速教育』を進めて参ります。

開校100周年を迎える2023年(令和5年)を契機として、次なる時代の基礎を確固たるものにし、「良い浪速の教育」を引き続き提供できるよう「創立100周年記念事業」として、新校舎『新中学校棟』建設に着手する予定であります。

「旧制浪速中学校」創設から100年の時を経て、浪速の新世紀は再び「中学校」から新たにスタートいたします。多様な価値観を持った多くの生徒の要望にきめ細かく対応し、それぞれの目標達成を支援する『浪速の教育目標』の実現のため、このたび「創立100周年記念事業募金」を実施する運びとなりました。つきましては、出費多端な折柄、誠に恐縮に存じますが、ご芳情に甘え皆様の温かいお気持ちを賜りますよう切にお願い申し上げます。

本学院をご支援くださるお気持ち以上のものを生徒に還元する覚悟で努めてまいりますので、何卒ご高配、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年(令和4年)7月

学校法人浪速学院  
理事長・学院長木村智彦

## 寄付金募集要項

募 金 の 名 称	学校法人浪速学院創立100周年記念事業募金
募 金 の 目 的	新教育施設の建設による教育環境の整備・充実
募 金 目 標	1億円
募 集 期 間	2022年(令和4年)7月1日～2025年(令和7年)6月30日(3年間)
一 口 の 額	【個人】1万円

※できましたら複数口以上のご協力をお願いいたします。

【法人】特に定めておりません

※金額にかかわらずありがたくお受けいたします。

## 芳名録への掲載について

ご寄付いただいた方については、芳名録へ掲載し末永く顕彰いたします。

# 寄付金に対する税制上の優遇措置

この寄付金は、次の基準により税制上の優遇措置を受けることができます。

寄付金の入金を確認の後、本学院より寄付金控除にかかる証明書をお送りいたします。郵便振替払込金受領証にこれを添えて、年度末の確定申告の時期に所轄の税務署にてお手続きください。

## 個人の場合

所得税の優遇制度については、次のどちらか有利な方を選択することができます。

- ①【税額控除制度】(寄付金額-2,000円)×40% を所得税額から控除
- ②【所得控除制度】(寄付金額-2,000円)×所得税率 を総所得額から控除

※所得税率は課税される年間所得により異なります

尚、控除の対象となる寄付金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。また、【税額控除制度】の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。

## 法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で一定額まで算入できる【特定公益増進法人に対する寄付金】の優遇措置を受けることができます。

(資本金等の金額×0.375%+所得金額×6.25%)×1／2=【損金算入限度額】

上記を超える部分は、「その他の法人等」への寄付として損金算入することができます。

(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1／4=【一般の損金算入限度額】

### 個人情報について

皆様から頂きました情報は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、本記念事業募金に関わる業務(芳名録作成、領収書送付、免税措置に係る申請事務)等に使用致します。

お問い合わせ・  
お申し込み先

学校法人 浪速学院 事務室

TEL 06-6693-4031

〒558-0023 大阪市住吉区山之内2丁目13番57号